

# アダム・スミスの結婚制度論とジェンダー平等論 — 『法学講義』 家族法論の一考察 —

新村 聡 (岡山大学)

## 1 はじめに

近年、アダム・スミスの女性論に関する研究が盛んになっている (Harkin 2014)。スミスは『道徳感情論』や『国富論』でも女性についていろいろ述べているが、かれのジェンダー平等論を理解する上でもっとも重要なのは『法学講義』家族法論の結婚制度論である。本報告の課題は、スミスの結婚制度論とそこに示されたジェンダー平等の思想を考察することである。なお、スミス自身はジェンダー (gender) という語を使用していないが、生物学的性別としてのセックスと社会的文化的性別としてのジェンダーを区別する今日の一般的な用語法に従うならば、スミスの結婚制度論の中心主題は、セックスの差異を理由としてジェンダーの差別を正当化する社会通念を批判することであった。

スミスは『法学講義』家族法論で家族の一員としての人間を夫婦、親子、主従の3関係に分けて論じており、そのうち夫婦関係については次の6主題を考察している。

(1) 雌雄の結合に関する自然の構造の効用、(2) 夫婦の貞操義務、(3) 結婚制度、(4) 夫婦の財産権、(5) 近親婚の禁止、(6) 非嫡出子の権利。

最初の3つは結婚制度の本質に関する考察であり、残り3つは派生的な法的問題である。本報告は最初の3主題にしぼって検討する。以下では、2節で結婚制度と自然の構造の効用、3節で夫婦の貞操義務、4節で一夫一婦制 (monogamy) の歴史、5節で一夫多妻制 (polygamy) への批判について考察し、最後の6節で要約と結論を述べる。

## 2 結婚制度と自然の構造の効用

スミスは、家族法論の冒頭で、結婚制度の基礎にある人間本性 (human nature, 人間的な自然) について考察している。スミスの世界観の根底にあるのは、自然の構造に効用があるという思想である。かれは『道徳感情論』第2部第2編第3章「自然の構造の効用」で次のように述べている。

「われわれは、宇宙のどの部分においても、考え得る限り巧妙に手段が意図した目的に適合させられているのを見るし、植物の構造や動物の身体の中で、あらゆるものが自然の2大目的である個体の維持と種の繁栄を促進するために、いかによく工夫されているかを感嘆して眺める。」 (TMS II.ii.3.5: 87/171)

スミスは、動物でも人間でも、雌雄の相互的愛好という手段が自然の構造の中に埋め込まれており、それが雌雄の持続的結合を生みだし、結果として種の繁栄という目的を実現すると考える。したがって、目的としての種の繁栄を実現するために必要な限り、雌雄の相互的愛好と結合が持続すべきであるということになる。スミスは、「われわれは、動物

のすべての種において、両性の相互的愛好が子供の窮状と生存の困難に正確に比例しているのを見ることができる」(LJA iii.3: 141/146)と述べ、四足獣、鳥類、人類を次のように比較している。四足獣ではメスは母乳だけで子供を十分に養うことができるのでオスによる育児の手助けを必要とせず、メスが妊娠するとすぐに両性の愛好と結合は終わる。鳥類ではメスだけで子供の安全と生存に配慮することは不可能であり、両性の愛好が持続して両性の結合が持続するように賢明に定められている。人間はこの点では鳥類に近い。他の哺乳類はメスだけで育児ができるので雌雄の持続的結合を必要としないのに対して、人間は出産数が多いために育児の「労働(labour)」が増大し、女性だけでは育児ができず男性の助力を必要とする。それゆえ人間において、両性の愛好と結合はどんな動物よりも長く持続するのである。スミスは人間の特徴を次のように述べている。

「この追加的労働(additional labour)が続けられ無援の状態にある子供たちが維持されるためには、両親の結合が非常に長く持続することが必要である。したがって両性間の愛情は恒常的であり何か特定の機会に終わることはない。そして子供たちが、少なくともそのうちのだれかが両親による世話を両親の生涯のかなりあとまで必要とするので、両親の結合の基礎である愛着と敬意は一般に両親の生涯の大部分にわたって持続する(そしてスミス氏が他のところで述べているように、生涯のあとの部分ではそのときまで続いている慣行的な愛着と敬意(habitual affection and esteem)によって補われる)。」(LJA iii.4: 142/146)

[ ( ) 内は講義ノート筆記者による補足]

ここでとくに注目すべき点は、スミスが育児を「労働」として捉えていることである。スミスにとって労働は賃金を支払われる市場労働だけに限定されるものではなかった。これは人間の男女が育児労働を協力して行う必要性にこそ、両者の結合が長期間持続すべき最大の理由があると考えたのである。「人類において、女性は母乳によって子供たちを長期間養うことはできない。したがって子供たちの生存のためには夫の助力が必要であり、これが結婚を持続的なものとせざるをえないのである。」(LJB 10: 438 /133)

スミスはさらに人間の育児を長期化するもう1つの理由として、人間の育児がたんに食物の供給にとどまらず、両親との精神的交流を通じて子供に自己規制を習得させる社会的機能を有することを次のように述べている。

「子供たちが両親に依存し自立できないでいる期間は、他のどの種の動物よりも長いのだが、これは同様にもっとも有益な結果を生む。この期間の全体にわたって子供は両親に依存しているので、多くの場合にその意志を両親の意志に従わせ、両親がついていける程度にまで情念を引き下げ、欲求を抑制しなければならない。この手段によって、子供は非常に幼い頃に教育の主要でもっとも基本的な部分を学ぶのである。」(LJA iii.5: 142/146)

「子供たちがこのように長く両親に依存し、その情念を両親の情念に近づけ、このように訓練されて、ついには社会の有用な一員になるという1つの効用がわれわれの本性の構造にあることをわれわれは認める。」(LJB 102: 438/134)

後述するように、スミスは「任意離婚(voluntary divorce)」よりも、重大な理由がある場合にのみ離婚を認めるキリスト教による離婚の抑制を高く評価している。その最大の理由は、結婚の長期的持続が育児という目的を実現するために必要であるというスミスの認識にあった。かれは任意離婚が許されるならば結婚が長期間持続せず、男性の育児労働への参加が困難になって家庭教育が十分になされないと考えたのである。

### 3 貞操義務の共感論的基礎づけ

スミスは、『法学講義』B ノートで、上述した動物と人間の生物学的比較に続けて結婚にともなう貞操義務の心理学的考察を行っている。この貞操義務論は、スミスが『道徳感情論』の方法を家族法論に適用していることを明確に示しておりとくに注目にあたいする。

スミスは『道徳感情論』で正義の共感論的基礎について考察し、公平な観察者の加害者の動機に対する反感と被害者の憤慨に対する共感とが反復して経験される中から、自然的正義の諸規則が理性によって帰納されると論じている。このような『道徳感情論』の正義論における基本思想が、『法学講義』の家族法論にも適用されている。

スミスは不貞を処罰する根拠を共感によって次のよう説明する。

「第1の義務は妻の夫に対する貞操(fidelity)であり、純潔の破棄は最大の犯罪である。……この妻に対する公衆の憤慨(the indignation of the public)は、夫の嫉妬に対する人々の共感(sympathy)から生ずるのであり、それゆえ公衆は妻に復讐し処罰しようという気持ちになる。」(LJB 102-3: 438/134)

スミスは、この引用文で、妻の貞操義務違反が引き起こす夫の嫉妬と憤慨に対する公衆の共感が妻を処罰する根拠になると述べている。不正を処罰する根拠を被害者の憤慨に対する公平な観察者の共感に求める『道徳感情論』の方法がここに適用されていることは明らかであろう。スミスはさらに、嫉妬への共感を、不貞を処罰する根拠だけでなく貞操義務の歴史的变化の説明にも用いている。この点は次の4節で検討する一夫一婦制の歴史の考察において具体的に示される。

### 4 一夫一婦制の歴史

スミスは『法学講義』家族法論で結婚制度の歴史について説明している。かれは、だれが「離婚の権能(power of divorce)」を持つかということを経験として、一夫一婦制の歴史を、(1)ローマ時代初期、(2)ローマ時代後期、(3)ローマ帝国滅亡後の未開民族、(4)キリスト教導入後の4段階に分けて考察している。

第1段階のローマ時代初期には妻は奴隷的地位にあり、夫だけに離婚の権能が認められていた。やがて第2段階のローマ時代後期になるとローマは経済的に発展して富裕になり、富裕な女性相続人の大財産がすべて夫のものとならないように、女性の親族は「新しい種類の結婚を案出して」妻の地位と権能が強化される。「この時代以降、夫と妻はその権能

においてはるかに平等になった。……両当事者の同意または一方の意志ですら結婚を解消するのに十分であった。」(LJA iii.9: 144/149)。

こうして夫婦がともに「離婚の自由(license)」を得たことによって「最悪の帰結」すなわち「女性のモラルを腐敗させる傾向」(LJA iii.10: 145/149)が生じたとスミスは言う。

「妻たちはしばしば4人または5人の夫を次々にめぐり、このことは彼女たちに貞操と善良な行動について非常にルーズな観念を持たせなかった。……キケロの娘のテュリアは……まずピソと結婚し、つぎにクラシス、それからドラペラと結婚して、そのあとで別のピソと結婚した。ローマ史にはこのような例は多く、女性の貞操はきわめてまれである。……共和国末期の名士で妻を寝取られた記録をもたない者は一人もいない。キケロ、カエサル、ポンペイウス、マルクス・アントニウス、ドラペラなどはすべて妻を寝取られた評判をもつ者として記録されている。ミロはたいへん厳格な種類の人であったが、スッラの娘と結婚して、その結婚が祝福された翌日には、歴史家サルススティウスが彼女とともにベッドにいたことがわかった。」(LJA iii.11: 145/150)

このような例示を見ると、スミスが離婚の自由に批判的であった理由が理解できる。

第3段階は、ローマ帝国滅亡期に北方から移動してきた未開民族であり、ここでも妻は夫に従属し、夫だけに離婚の権能があった。

そして第4段階のキリスト教の導入後の時代には、離婚が男女ともに非常に抑制されるようになり、重大な理由がない限り離婚は認められなくなる。第3段階の未開民族では女性だけが離婚を抑制されたのに対して、第4段階のキリスト教導入後には男性と女性の両者が離婚を抑制されるのであるから、この変化は男女平等の進展を意味している。

第3段階から第4段階への男女平等に関するもう1つの大きな変化は、不貞の処罰が男女平等になされるようになることである。スミスによれば、第3段階の未開民族では妻の不貞は死をもって処罰することさえ許されたのに対して夫の不貞は責任を問われることはなかった。

スミスは、妻の不貞だけをきびしく処罰する理由について「一般に与えられる説明」と「本当の理由」とを対比して論じている。「一般に与えられる説明」とは「非嫡出子の子孫を阻止するため」というものである。夫の不貞が嫡出子と非嫡出子の区別を困難にすることはないのであるに対して、妻の不貞はその区別を困難にするからである。

スミスは、この説明は「いくらか合理的だと思われるかもしれない」が誤っているという。上述のように、不貞を処罰する根拠は被害者の嫉妬と憤慨に対する公衆の共感であり、嫉妬は夫も妻も平等に感ずるのであるから、不貞に対する処罰も平等になされるべきである。「社会が少しでも洗練されて公衆が被害者についていく時代には、当事者の嫉妬が愛の情念につねにともなう。これは夫にも妻にも同様であり、嫉妬はどちらの場合にも愛情がなくなったことを示している。」(LJA iii,15: 147/151)

嫉妬が男女平等に感じられるにもかかわらず不貞の処罰に不平等が存在している「本当

の理由」について、スミスは次のように推測している。「本当の理由は、これに関して法律を作るのは男性たちであるということである。男性は一般にできるだけ女性を抑圧して、自分たち自身をより多く甘やかしたいと思う傾向があるだろう。」(LJA iii,16: 147/151)

スミスは、「ほとんどの国において男性たちによって作られる法律は一般に女性たちに非常にきびしく、女性たちはこの抑圧に対する何の救済策も持ちえない」とも述べている(LJA iii,13: 146/150)。男性の裁判官は男女に公平ではなく、夫の嫉妬に共感して妻をきびしく処罰する一方で、妻の嫉妬には共感せず夫を処罰しないのである。

しかし第4段階のキリスト教導入後には、事情は大きく変化する。

「教会人たちは、はるかに公平な裁判官(impartial judges)であった。以前の立法者たちは夫であり、したがって当事者であった。しかし司祭たちは夫ではなく、結婚を許されなかったので、この問題に関する裁判官の職務に可能な限り最適な資格をもっていた。したがって、かれらはこの点に関して男女を完全に平等の立場(equall footing)においたのである。」(LJA iii,16: 147/151)

こうして妻帯を禁止されたキリスト教の聖職者が公平な裁判官になることによって、男女を平等に扱う結婚制度が確立された。

最後に、スミスが結婚制度の歴史を論ずるときに、北米インディアンにおける女性の地位について注目すべき見解を述べていることを指摘しておこう。スミスは言う。

「社会の最初の状態では、快樂の対象としての女性にはほとんどあるいはまったく注意が払われなかったけれども、このときほど理性的被造物としての女性に多くの注意が払われたことはなかった。北アメリカでは、女性たちは戦争の遂行についてもまたすべての重要な事業についても相談を受ける。しかし近代では、女性たちに払われる敬意は非常に小さい。女性たちの美をそこなわないように苦勞をさせられないだけである。男性は骨の折れる仕事から友人をのがれさせないが、愛人を遠ざけるであろう。」(LJB 105, 437/136)。

スミスはこのように北米インディアンにおいて女性の社会参加が男性ともしっかりと平等に保障されていると考えた。この引用文からは、女性の保護を理由として女性を社会参加から排除する近代社会の偽善性に対するスミスのするどい批判を読み取ることができるように思われる。

## 5 一婦多妻制の批判

スミスは、一夫多妻制が個人と社会にもたらす「多くの悪い帰結(bad consequences)」(LJA iii 25 :151/155)を列挙している。第1の悪い帰結は「女性の悲惨」である。妻たちは夫の愛をめぐるお互いの激しい嫉妬によって苦しめられ、後宮の専制的な宦官の支配によっても苦しめられる。また男性も妻たちの嫉妬によって苦しめられ、男性同士の嫉妬によって自由な交流と交際を奪われて不幸になる。

スミスはさらに一夫多妻制が社会にとっても有害であることを強調している。一夫多妻

制のもとでは、家長同士の嫉妬のために団結して専制政治に抵抗できなくなり、侵略者にも抵抗できなくなる。また一夫多妻制は人口増加にも非常に有害である。

スミスは、モンテスキューが男女の人口不均衡や女性の出産年齢の制約を理由として一夫多妻制を説明していることに対しては、その理由に確実な証拠がないことを指摘してきびしく批判している。

## 6 むすび

以上考察してきたように、スミスは結婚制度におけるジェンダー平等を主張した思想家であった。かれの見解をまとめておこう。

スミスは未開民族やローマ時代初期に男性だけに離婚の自由が認められたことに批判的であった。そしてかれは、男女が平等に離婚の自由を持つローマ時代後期よりも、男女が平等に離婚を抑制されるキリスト教導入後の時代がより望ましいと考えた。その最大の理由は、結婚が長期間持続することによって男性が育児労働に参加することが可能となり、子供を社会の構成員として十分に教育できることであった。

またスミスは、非嫡出子の判別という社会的効用を理由として妻の不貞だけを処罰する差別的な結婚制度を批判し、差別の「本当の理由」は裁判官が男性であることだと論じた。かれは、一夫多妻制が妻の悲惨と夫の不幸をもたらし、社会全体にも不利益であると主張し、人口不均衡や出産年齢という生物学的性差を理由として一夫多妻制を正当化する見解を強く批判した。さらにスミスは、女性が重要な社会的決定に参加している北米インディアンを高く評価し、女性を社会的決定から排除する近代社会を批判した。

以上をふまえるならば、われわれはアダム・スミスがジェンダー平等を主張したフェミニズムの先駆者であったと結論することができるであろう。

### 【参考文献（抄録）】

アダム・スミスの著作からの引用文には、グラスゴウ版全集のページ数と高哲男訳『道徳感情論』（講談社）と水田洋訳『法学講義』（名古屋大学出版会、岩波書店）のページ数を斜線で区切って並記してある。

Harkin, Maureen, 2013, 'Adam Smith on Women', in Christopher Berry, Maria Pia Paganelli and Craig Smith (eds), *The Oxford Handbook of Adam Smith*, Oxford University Press, 501-520.

———, 2014, 'Adam Smith and Women: Introduction', in Symposium: Smith and Women, *The Adam Smith Review*, vol. 7, 3-7.

Clark, Henry C. 2014, 'Adam Smith on Women: Nature, History, and liberty', in Symposium: Smith and Women, *The Adam Smith Review*, vol. 7, 47-61.